

Departmental Bulletin Paper / 紀要論文

カサナテンセ図書館所蔵ロザリオ組中連判 書付の署名における国字とローマ字の関係

川口, 敦子
かわぐち, あつこ

三重大学日本語学文学. 2011, 22, p. 65-74.

<http://hdl.handle.net/10076/11933>

カサナテンセ図書館所蔵 ロザリオ組中連判書付の署名における 国字とローマ字の関係

川口 敦子

1. はじめに

イタリア、ローマのカサナテンセ図書館 (Biblioteca Casanatense) には、「大村ロザリオ組中連判書付」と通称される元和八年三月付の手稿文書 (Mss. 4253A) と、「長崎ロザリオ組中連判書付」と通称される元和八年正月十三日付の手稿文書 (Mss. 4253B) が所蔵されている。この 2 点の文書は、それぞれが巻かれた状態で、ラテン語による文書の説明書きが記された紙に包まれており、「Mss. 4253」の蔵書票が貼られた箱と一緒に収められている⁽¹⁾。箱の中には、イタリア語による、2 点の文書についての簡単な説明書きが記された紙片も同封されているが、これは後年書かれたものであろう。

文書の内容は、国字で書かれた連判状である。国字で書かれた署名の行間には、それぞれ対応するローマ字が書き添えられている。文書の左端 (署名の後) には、ラテン語による対訳文がある。

これら 2 点の連判状の翻刻は松田毅一『近世初期日本関係南蛮史料の研究』が、連判状の翻刻とラテン語の対訳およびイタリア語の同封紙片の訳文は『大日本史料第十二編之五十六』がある⁽²⁾。松田氏がその翻刻の際に「ローマ字の誤りと思われるものはイタリックで示した⁽³⁾」ように、本資料のローマ字には、国字との対応関係に疑問のある例が少なくない。

本稿では、2006 年 9 月の現地調査と撮影資料を基に、これら 2 点の連判状の署名の国字とローマ字に着目し、その関係について考察する。

2. 大村ロザリオ組中連判書付 (Mss. 4253A) の署名

元和八年三月付。ラテン語対訳では「8 anno ætatis, quæ vocatur Guenna. luna tertia」(元和と称する年の 8 年、第 3 の月) とある。対訳には 1622 年 8 月 8 日 (die 8. mensis Aug. ann. 1622.) 付の翻訳証明があり、ディダクス (ディエゴ)・コリヤード修道士 (fr. Didacus Collado)、ペトルス・デ・サンタ・カテリーナ修道士 (fr. Petrus de Sa

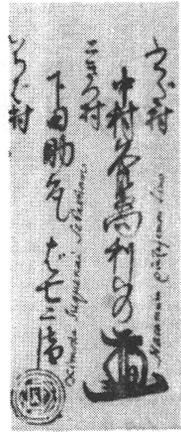
(2)

Cata)、ドミニコス・カステレット修道士 (fr. Dominicos Castellet) の署名がある。

連判状には 77 人の署名がある。国字による地名と人名、人名の後は花押または印章があり、この国字の行間にローマ字が書かれている。行間のローマ字は、【図 1】のように、文書の左側を上にして書かれており、縦書きの国字に対しては下から上に向かうような形になっている。

行間のローマ字は、例えば「ふくだ村 中村久左衛門尉いりの」に対する「Nacamura Qiúsajemon Lino」のように地名に対応するものが無かったり、あるいは「いちば村 古遠源兵衛あぐすちいの」に対する「Ichiba mura Guembioye Aug^o」のように姓名の一部が省略されていたりと、完全には対応していない箇所も少なくない。

77 人の署名のローマ字について、国字との対応関係があるものを対象にして分析する。署名には順に[A1]から[A77]までの番号を振り、用例の冒頭に示すこととする。



【図 1】

2.1. 綴り字

ローマ字の綴りはキリシタン版の規範とほぼ同じだが、長音記号は、他のキリシタン手稿類と同様に必ずしも付いていない場合もある。ヤ行子音は y と j の両方が使われている。

2.2. 国字を誤読した可能性のある例

本資料のローマ字は、対応する国字と一致しないものが多く、それが単純な書き誤りによるものか、それとも何らかの根拠があつてのものか、判別が難しいものも多い。ただし、以下のように何らかの誤解に基づくものと考えられる例もある。

「同村」に対して「Tamura」と表記したものが 13 例ある。例えば、

[A33] しゝ川村 石橋佐渡かうすめ

Xixicava mura Sato Cosme

[A34] 同村 石橋弥右衛門尉はうろ

Tamura yayemon Paulo

のような例で、この「同村」は直前の「しゝ川村」のことであるから、これを Tamura とするのは誤りである。

【図2】は用例[A34]の「同村」の画像であるが、この「同」の草書体は「田」に見えなくもない。つまり、「同村」を「田村」と読み誤って「Tamura」とローマ字表記してしまった可能性が指摘できる。

また、「森」に相当する箇所を「Qimura」とした例が2例ある。



【図2】

- [A9] しきミ村 森掃部寿須登
 Qimura Xingo Iheronimo
- [A14] あげかり村 森弥助こんさる
 Quimura yasuque Gonçalo

なお、「Qimura」が「木村」に正しく対応する例も1例ある。

- [A49] 同村 木村忠左衛門尉までやす
 Quimura chūyemon Mathias

【図3】は用例[A9]の「森」、【図4】は用例[A14]の「森」の画像である。これを見ると、字形の類似性から「森」を「木村」と読み誤った可能性が指摘できる。【図5】は用例[A49]の「木村」の画像であるが、この文書に使われている「木村」の字形が【図3】【図4】の「森」とは明らかに違うことが確認できる。



【図3】 【図4】 【図5】

同様に、「岩長」を「Yamaixi」とする箇所も、漢字の読み誤りに起因した例かもしれない。

- [A27] 龜ばた村 岩長権左衛門尉とミンコ
 Yamaixi Juzajemō domingo

【図6】は用例[A27]の「岩長」の画像である。これを見ると、「岩」の山冠が比較的大きめに書かれていることから、「岩」の1字を「山石」と2字に誤解した可能性が指摘できる。

ただし、「長」に対応するローマ字表記が見あたらないこと、名の「権左衛門尉」を「Juzajemō」とするなど、疑問の多い箇所である。

くずし字の読み誤りと思われる例は、漢字だけではない。次の用例[A13]は、平仮名のくずし字を取り違えたと推測される例である。



【図6】

(4)

[A13] たいら村 城戸作介までやす
 [] aichi mura Sucusuque Mathias



ローマ字では、国字の「ら」に相当する箇所を「chi (チ)」としている。【図7】を見てもわかるように、くずし字の「ら (字母：良)」と「ち (字母：知)」はよく似ており、読み誤りが起きやすい。「たいら村」は「多以良村」のことと推定される⁽⁴⁾ので、ここは「たいち」ではなく「たいら」と読むべきである。

【図7】

これらの例を見ると、ローマ字表記の筆記者は、署名の国字の情報を読み取りつつも、国字、特に漢字の知識に乏しい面があったのではないかと考えられる。

その一方で、国字の表面的な文字情報だけでなく、その意味するところまで汲み取ってローマ字を宛てていると思われる例もある。

[A65] まるちるへいとろ様後家大村ノ町 まだれな
 Magdalena biuda deel Martyr P.^o De Vomura
 [A66] まるちる寿庵様後家同所 るいざ
 Luisa biuda deel martyr Ju.^o De Vomura

用例[A66]の「同所」は、そのまま表面的に読めば「Dôxo (ドウショ)」となる。『日葡辞書』に

Dôxo. ドウショ (同所) Vonaji tocoro. (同じ所) 同一の場所.

(『邦訳日葡辞書』岩波書店 1980)

とあるように、ここでは直前の[A65]の地名「大村ノ町」と同一の場所だという意味であり、その意味を汲み取ってローマ字では「Vomura」と表記している。ただし用例[A65]も用例[A66]も、「大村ノ町」に対して「De Vomura」とポルトガル語の対訳としての書き方になっている。国字の情報を基に書くのであれば Vomura no machi と書くのがより適切であろうが、そうになっていない。したがって、「まだれな」や「るいざ」に関する他の情報を参照してローマ字を書いた可能性も否定できず、果たしてローマ字筆記者が本当に国字の「同所」を読み取り理解した上で「De Vomura」と書いたのかは不明である。

2.3. 洗礼名が一致しない例

日本名に相当するローマ字には、国字と一致しない例が散見するが、特に洗礼名に一致しない例が多い。これらの例は、国字の読み誤りというだけでは説明が付かない。

洗礼名の国字とローマ字が一致していない例は 13 例である。本資料の署名から、日本名（姓名）と洗礼名のみを抜き出して以下に示す（括弧内に対応するローマ字表記を示す）。

- [A9] 森掃部寿須登 (Qimura Xingo Iheronimo)
- [A17] 諸吉久次良ふ乱しすこ (Qiuziro Ignacio)
- [A29] 椋尾与兵衛とミンごす (yofioje Mançio)
- [A30] 栗尾惣右衛門尉しまん (Soeymō Mançio)
- [A31] 吉田彦兵衛庵でれ (yoxida ficobioje Leon)
- [A41] 田崎助兵衛じにす (Suquebioje d'go)
- [A44] 綿木与三右衛門尉ばる (yosojemon Martino)
- [A55] 遠崎清左衛門しまん (Xezajemō Mançio)
- [A56] 雁山藤助了五 (Tosuque Leon)
- [A57] 佐藤惣左衛門尉しるべすてれ (Saito Sozayemon Mathias)
- [A61] 妙古庵作右衛門尉じにす (Sacujemō Juan)
- [A71] 福田喜兵衛あほんそ (Quifioje Mathias)
- [A75] 弥三郎らはへる (yasaburo Martin)

洗礼名の多くが漢字表記でなく平仮名表記である。したがって、漢字の字形の類似からの誤解とは考えられない。また、平仮名のくずし字における字形の類似性とも考えにくい例ばかりである。日本名に対応するローマ字表記は一致しているのに洗礼名だけ一致していないという例も非常に多い。

3. 長崎ロザリオ組中連判書付 (Mss. 4253B) の署名

元和八年正月十三日付。ラテン語対訳では、西暦（グレゴリオ暦）で 1622 年 2 月 23 日 (Die 23 februarij ann. 1622.) 付となっている。対訳には 1622 年 9 月 27 日 (die 27 Septembris 1622) 付の翻訳証明があり、コリヤード修道士 (fr. Didacus Collado) とヨアンネス・デ・ルエダ修道士 (fr. Joannes de Rueda) の署名がある。

連判状には 104 人の署名があり、国字による地名（長崎の町名）、人名、人名の後の花押や印章、行間のローマ字とその向きは Mss. 4253A と同様である。一部の地名や姓に対応するローマ字が欠けている箇所もあるが、地名・人名ともに、Mss. 4253A よりは、国字に対応するローマ字の欠落は少ない。ただし、材木町（ざいも

(6)

くまち)を「Xita machi」(B7)、榎津町(えのきづまち)を「Moto cangiya machi」(B13)、中町(なかまち)を「Canaja machi」(B55)、「xita machi」(B75)とするなど、町名の不一致が少なくない。

104人の署名のローマ字について、国字との対応関係があるものを対象にして分析する。署名には順に[B1]から[B104]までの番号を振り、用例の冒頭に示すこととする。

3.1. 綴り字

ローマ字の表記規範は、Mss. 4253Aと同様である。「Moto cangiya machi」(B12, 13, 14)のように、giの前の鼻濁音を示すnの例も見られる。Mss. 4253Aの筆跡とよく似ているが、同筆かどうかは不詳である。

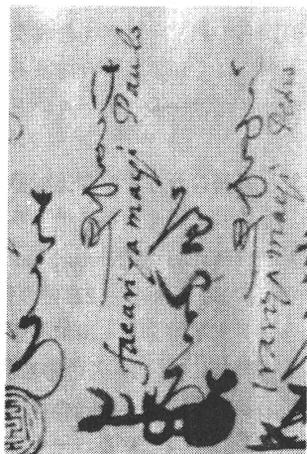
3.2. 国字を誤読した可能性のある例

仮名のくずし字を読み誤ったかと思われる例がある。

[B28]	<u>いかりや</u> 町	へいとろ
	<u>irariya</u> machi	Pedro
[B29]	<u>けかわや</u> 町	はうろ
	<u>facariya</u> machi	Paulo
[B35]	<u>あうかたまち</u>	ゑすてはん
	<u>Anegata</u> machi	Esteuan

松田氏によれば、用例[B29]の「けかわや町」は寛永十八(1641)年頃の地図に「毛皮屋町」とあるのがそれであり、用例[B28]の「いかりや町」と用例[B35]の「あうかたまち」は「寛永、正保の古地図に出ていない地名」で、これらは「元和、寛永の間に改変されたのかも知れない」とのことである⁶⁾。

【図8】は用例[B28]と用例[B29]の該当箇所の画像である。これを見ると、「いかりや町」については、「か(字母:可)」を「ら(字母:良)」と取り違えて「irariya machi(いらりや町)」と表記した可能性が指摘できる。また、「けかわや町」については、「け(字母:計)」を「は(字母:波)」、「わ

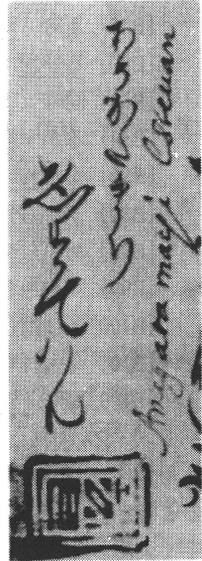


【図8】

(字母：王)」を「り(字母：里)」と取り違えて「facariya machi (はかりや町)」と表記した可能性が指摘できる。

【図9】は用例[B35]の画像である。「あうかたまち」の「う(字母：宇)」は字形からすると「ね(ne)」と読み誤りそうにはない。該当箇所のローマ字は、線の薄さのためやや判読しがたいものの、松田氏や『大日本史料』の翻刻にある「Anegata machi」(アネガタマチ)ではなく、「Anagata machi」(アナガタマチ)とあるように見える。ローマ字がAnagata machiだとすれば、「う(字母：宇)」を、くずし字の字形が似た「な(字母：奈)」と取り違えた可能性が出てくる。

ところで、Mss. 4253A では「同村」を「田村」と読み誤って「Tamura」と書いたと思われる例があったが、本資料でそれと類似する表現の「同町」にはそのような誤りは見られず、それぞれの具体的な町名を適切に宛てている。以下にその一例を挙げる。



【図9】

- [B8] つき町 はうろ
tçuqi machi Paulo
- [B9] 同町 るしや
tçuqui machi Lusia
- [B10] 同町 寿庵
tçuqui machi Ju^o

これらの例を見ると、Mss. 4253B のローマ字は、国字の情報を読み取った上で書かれたという可能性が指摘できる。

3.3. 洗礼名と一致しない例

洗礼名のローマ字が、対応する国字と一致しない例は、17例ある。

- [B1] 樋口自庵 (Leon de Figuchi)
- [B2] 平野良慶 (Feino Ju.^o)
- [B7] 材木町 弥左衛門類子 (Xita machi Yazajemon Francisco)
- [B18] 舟大工町 内藤上珍 (funatçu machi Naito Juan)
- [B36] 上ちん (Juan)
- [B39] 本大工町 志門 (Moto daicu machi Thome)

(8)

- [B45] 新町 時庵 (Xinmachi Tocuan)
[B50] るひざ (Luis)
[B53] 同町 まりや (Marina)
[B54] るかす町 ミける (Simō)
[B81] またれいな (Marcos)
[B89] 本かちや町 伴宇路 (moto cagiya machi Thome)
[B93] あふらや町おとな山さきりあん (Aburaja machi Diego)
[B99] ミやさき上ちん (Miyazaqui Ju.o)
[B100] あひはらほうろ (Aybara Thome)
[B101] 今大村町 ばすち安 (ima Vomura machi Gaspar)
[B103] 馬町 安当仁与 (Vma machi Nicolas)

用例[B45]について、他の署名では日本名は書かれなくても洗礼名は書かれていることから、「時庵」は日本名ではなく、用例[B1]の「自庵」と同じく洗礼名を漢字で表記したものと考えられる。したがって、これを「Tocuan」と日本名のように読んだローマ字表記は、ここでは不適切ということになる。

地名(町名)に対応するローマ字は一致しているのに洗礼名が一致していない例が多いのは Mss. 4253A と同様である。

3.4. 国字に無い情報

本資料には、書名の国字からは得られない情報がローマ字によって書かれている例がある。

- [B3] 石本ろふ齋
iximoto Rufo a 10. de septiembre de 1622. padecio Martyrio degollado.
[B4] 田中はうろ
Tanaca Paulo a 10. de septiembre de 1622. fue quemado biuo por la fee

用例[B3]の「a 10. de septiembre de 1622. padecio Martyrio degollado.a 10. de septiembre」(1622年9月10日斬首により殉教した)、用例[B4]の「de 1622. fue quemado biuo por la fee」(1622年9月10日、信仰のために生きながらに火炙にされた)⁶⁾という情報は、国字に書かれていない内容である。

次の用例[B74]は、国字に書かれていない洗礼名の例である。

- [B74] 下町 九良右衛門 (xita machi Curojemon p.o)

この署名に国字で書かれている名は日本名の「九良右衛門」だけで、洗礼名は書かれていない。ローマ字の「Curojemon」の後の「p.o」は、Mss.4253A の「きたどまり村 江村嶋右衛門尉平とろ (Qitadomari mura Sojemō P.o)」(A32) の「P.o」と同じく、洗礼名 Pedro の省略表記である。この「p.o」に相当する情報は国字の署名にはないため、何か他の情報を基にして書き加えたものと推測される。

先に指摘した町名の不一致の多さも、国字の誤読に起因するとは考えがたい例が多く、他に何らかの情報がなければ起こりえないだろう。

4. まとめ

Mss. 4253A と Mss. 4253B を比較すると、Mss. 4253A のローマ字には国字に対する理解度の低さに起因すると考えられる例が見られるが、それに対して Mss. 4253B では国字への理解度はやや高いと言える。ただし Mss. 4253B でも平仮名のくずし字の誤読に起因すると考えられるローマ字の例もあり、必ずしも国字に精通していたとは考えにくい。このように国字を参照したがゆえに生じたと考えられる例がある一方で、国字にはない情報がローマ字で書かれているように、本文書の国字だけを参照して書いたのではないと推測される箇所もある。地名や人名に国字とローマ字が一致しない箇所が少なくないのも、そういった事情に由来するのかもしれない。

特に、キリスト教徒にとって非常に重要であるはずの洗礼名で一致していない例が多く見られるというのは、どういうことであろうか。また、連判状という署名が重要な意味を持つ性質の文書で、肝心の名前が一致していないのでは、署名の国字にローマ字を対応させる意味はあるのだろうかという疑問さえ生じる。

国字に対応するローマ字にはどのような目的があり、いかなる環境において書かれたのか、それはキリシタン手稿類に散見するローマ字書き日本語の性格にも大きく関係する問題である。今後、本文書と類似した資料を調査することで、国字と対応関係にあるローマ字の意義とその資料性を明らかにしていきたい。

付記

引用した資料に付された下線は、すべて引用者による。

注

- (1) 2006年9月の現地調査による。
- (2) 松田毅一『近世初期日本関係南蛮史料の研究』（風間書房 1967）「第七章 元和元年、ドミニコ会士コリャード徴収文書」のうち「第四種 ロザリオ組員証言文書（元

(10)

和七年)」の「第三文書」と「第四文書」(p.1172 - 1191)、『大日本史料 第十二編之五十六』(東京大学史料編纂所 2002、p.97 - 138)。本資料のローマ字は判読が難しい箇所も多く、両者の翻刻には若干の異同があるが、筆者の調査では『大日本史料』の翻刻がより適切かと思われる。ただし、Mss. 4253A の「Caxiyama mura Qiuziro Ignacio」(A17) および「Qiuziro Viente」(A46) の「zi」は「ji」と、Mss. 4523B の「Motocoze machi」(B47) の「ze」は「je」と翻刻するべきであろう。

(3) 松田氏前掲書 p. 1183。

(4) 松田氏前掲書 p. 1221。

(5) 松田氏前掲書 p. 1218 - 1220。

(6) 訳文は『大日本史料 第十二編之五十六』p.102 による。

[かわぐち あつこ・本学教員]